

(2) 「備考」欄の変更

「保険医署名」欄を移動し説明文を追加しました。

「保険医署名」欄の右側（下図網掛け部分）は未使用領域としました。



(3) その他の変更

プログラムを別としたことで、以下の不必要な項目を削除しました。

項目名	内容
HENKOUKA	後発品変更可の署名の時に処方医名をセットしていた
MENJYO	“(免)”と表示する場合にセットしていた 平成16年4月改定で削除された
MIDASHI	後発医薬品変更関係の文言をセットしていた
MIDASHI2	同上

2 プログラムの変更

(1) 改定前後のプログラム ID です。

様式	改定前	改定後
A 5 縦 (QR無)	ORCHC02. CBL	ORCHC02V02. CBL
A 5 縦 (QR有)	ORCHC02Q. CBL	ORCHC02QV02. CBL
A 4 横	ORCHCM19. CBL	ORCHCM19V02. CBL

(2) 改定前後のプログラムの切り分けについてです。

システム管理の管理番号 1031「出力先プリンタ割り当て情報」の「処方せん(院外)」の標準プログラム名を変更する必要がないように対応しました。

診療日によって処理するプログラムを自動的に切り替えます。

※A 5 縦 (QR有)であれば、システム管理に設定されている標準プログラム (ORCHC02Q. CBL) が最初に行われますので、以下の修正により診療日が改定後 (2012年4月1日以降) であれば改定後のプログラム (ORCHC02QV02. CBL) を呼び出して実行するようにしています。

* 主 処理

000-PROC-SEC SECTION.

*

追加行

```
* 平成24年4月から別PGとする
IF SPA-SRYMD >= "20120401"
CALL "ORCHC02QV02" USING SPA-AREA
ORCHC19AREA
GO TO 000-PROC-EXT
END-IF
```

*

ここまで

プログラムオプションについても改定前のプログラム ID で登録された内容を使用します。

(3) 改定前 (現行) プログラムの変更についてです。

点数マスタの一般名記載区分の設定により4月から一般名で記載する場合、3月中に準備のため設定を行うと3月中でも一般名で記載されてしまいます。

本体プログラムでは、臨時的な措置としてプログラムオプションの登録により、3月中は一般名記載区分の設定を無視するようにしました。

システム管理のプログラムオプション情報より、処方せんプログラムのオプション内容に以下を登録します。

GE201203=1

このオプションは臨時的扱いですので、プログラムオプションの説明やオプション内容のデフォルトなどを提供することはありません。

また、オプション内容が登録されたまま4月になっても、改定後のプログラムではこのオプションを扱いませんのでそのままでも構いません。

(4) 改定後プログラムにおける「処方」欄の名称文字数の変更についてです。

文字数の多い一般名を正しく表示するため、1品目の表示できる文字数を増加させます。一般名の場合は、以下の編集方法により医薬品の最大文字数を決定しています。

【般】 + 一般名 + 【含量規格変更不可】 + 【剤形変更不可】
3文字 (最大n文字) 10文字 8文字

~~4月6日提供予定のパッチプログラム(暫定対応)~~

~~編集可能文字数は最大全角76文字となるため一般名の最大文字数は全角55文字まで可能とします。~~

4月23日提供予定のパッチプログラム(正式対応)

一般名マスタの一般名に格納できる最大文字数は、全角100文字までです。

3文字+100文字+10文字+8文字=121文字

1品目につき121文字以上の編集領域を割り当てます。

※留意事項

ver4.5.0の処方せんプログラムについて

処方せんの名称の最終桁数の取得に、“ORCSKANACHK”を使用していますが、名称を渡すパラメタ KANACHK-MAE-INPUT が X(100) となっていますので、一般名の最大全角100文字(200バイト)の桁数取得ができません。

“ORCSKANACHK”の使用をやめて、プログラム内で桁数を取得するように変更しました。

なお、ver4.6.0の処方せんプログラムは、サブプログラムのパラメタサイズが5000バイトとなっていますので、変更の必要はありません。

```

*****
* 名称編集処理
*****
31031-MEISYOU-HEN-SEC          SECTION.
*
  MOVE    WRK-TNS-NAME          TO WRK-M-NAME
* 桁数
** INITIALIZE                   ORGSKANACHKAREA
* MOVE    "1"                   TO KANACHK-SYORI
* MOVE    WRK-M-NAME            TO KANACHK-MAE-INPUT
* CALL    "ORGSKANACHK"        USING
*
*                                ORGSKANACHKAREA
**** MOVE    KANACHK-MAX        TO WRK-M-KETA
* 桁数取得変更 (100 桁以上)
  PERFORM VARYING    IDXF FROM 1 BY 1
                    UNTIL (IDXF > 228 )
                    OR (WRK-M-NAME (IDXF:1) = SPACE )
  MOVE    IDXF          TO WRK-M-KETA
END-PERFORM
*

```

(5) 一般名記載の方法を追加

標準提供の一般名ではなく、別の一般名にしたい場合の方法を追加しました。

- ① 点数マスタの「処方名称」項目にユーザにより一般名を登録します。
最大全角100文字まで入力できます。
先頭に“【般】”は不要です。
- ② 点数マスタの「一般名記載」項目に、区分「3 処方名称（一般名）を記載」を新設しますので、これを設定します。
※「2 処方名称を記載する」は、今回改定前から使用しているものであり、処方名称の内容が一般名とは限らないため区分を別としました。

点数マスタの「一般名記載」の区分「3 処方名称（一般名）を記載」の場合は「処方名称」の内容を編集します。

(6) 「変更不可」欄の編集

システム管理の管理番号 1030「帳票編集区分情報」の「後発医薬品への変更可署名」の設定が「0 変更不可」の場合、銘柄名で編集するものは後発区分に係らず、「変更不可」欄の該当行は“×”を編集します。

ただし、099209905【含量規格変更不可】、099209906【剤形変更不可】及び 099209908 銘柄名記載の指示がある場合は、“×”の編集はしません。

(7) 「保険医署名」欄の編集

「変更不可」欄に1つでも“×”がある、又は、099209905【含量規格変更不可】、099209906【剤形変更不可】の指示がある場合は、「保険医署名」欄に処方医氏名を編集します。

また、システム管理の管理番号 1030「帳票編集区分情報」の「後発医薬品への変更可署名」

の設定が「0 変更不可」の場合で、診療行為画面の[頭書き]ボタンにて処方せんを発行した場合も「保険医署名」欄に処方医の名前を編集します。

(8) 点数マスタの後発区分「7 先発医薬品のない後発医薬品である」を追加しました。
処方せんプログラムで後発区分を参照しているカ所は適切な対応をしてください。

(9) その他の対応と修正

システム管理の管理番号 1030「帳票編集区分情報」の「後発医薬品表示名称」に設定がある場合、後発区分が“1”であれば、無条件に名称の末尾に編集していましたが、一般名記載の時は編集しないようにしました。

1剤の明細数が1頁以上ある場合で、1頁目の最終行が回数だけの行であった時に回数行が「次ページへ続く」と編集されていたので、次のページに回数行を表示するように修正しました。

(10) 一般名マスタのレコードキー（薬価基準コード）を12桁に変更しました。

数品目ですが、同一成分で規格違いであっても、薬価基準コードの先頭9桁が同一となるものがありましたのでこれに対応するためです。

5月中旬提供予定のパッチプログラムを適用することでスキーマが変更されます。

一般名マスタを参照する場合、薬価基準コード（12桁）の先頭9桁を設定している部分は12桁を設定してアクセスするように訂正してください。

```
MOVE    TNS-YAKKAKJNCD(1:9) TO  GENERIC-YAKKAKJNCD
↓
MOVE    TNS-YAKKAKJNCD      TO  GENERIC-YAKKAKJNCD
```

※薬価基準コード先頭9桁で規格違いがない品目は、一般名マスタ内のレコードキーは、9桁のままです。12桁コードでアクセスしても正しく参照するようにしています。

※QRコード対応の処方せんの場合、同一成分で規格違いであっても、QRコードイメージの「薬品コード」項目へ設定する部分は、先頭9桁+”ZZZ”のままです。

- (11) QRコード作成サブプログラムへ渡す一般名コードについて、薬価基準コードをZZZ編集した内容から薬価基準コード(12桁)そのままを渡すように変更しました。サブプログラム内でZZZ編集及び一般名処方マスタの例外コード品目対照表に含まれるものについては、該当する一般名コードを記録するようにしました。

8月下旬提供予定のパッチプログラムでQRコード作成サブプログラムは修正されます。なお、パッチ適用後、処方せんプログラムが対応されていない場合は、現行のとおりで記録されます。

```

*   一般名コード
-   STRING  TNS-YAKKAKJNCD(1:9)
-           "ZZZ"                DELIMITED BY SIZE
-                               INTO   ORCSQRCSV-YAKKAKJNCD
+   *   STRING  TNS-YAKKAKJNCD(1:9)
+   *           "ZZZ"                DELIMITED BY SIZE
+   *                               INTO   ORCSQRCSV-YAKKAKJNCD
+   *                                               (IDX-QR1 IDX-QR2)
+   *   END-STRING
+   *H24.8
+   *   薬価基準コード
+   MOVE    TNS-YAKKAKJNCD        TO   ORCSQRCSV-YAKKAKJNCD
+                                               (IDX-QR1 IDX-QR2)
-   END-STRING

```

- (12) ソースプログラムの変更内容についてです。
ソースプログラムの変更内容の詳細については、CVSより最新のプログラムを取得し改定前後のプログラムを比較して下さい。

3 QRコード対応

処方せんに表示するQRコードは、処方せんデータ標準化インターフェース仕様書【第2版】(Version 2)の仕様で記録します。

薬品レコード

① 薬品コード種別

7：一般名コード（厚労省）
一般名で記載された場合

② 薬品コード

薬品コード種別＝7の場合は、薬価基準収載医薬品コードの先頭9桁＋”ZZZ”を記録します。ただし、厚生労働省から公開されている一般名処方マスタ(120305.xls)にある例外コード品目対照表に含まれるものについては、該当する一般名コードを記録します。

③ 薬品名称

薬品コード種別＝7の場合は、一般名を記録します。
(例)【般】ファモチジン錠10mg

薬品補足レコード

① 薬品補足区分

3：後発品変更不可
4：剤形変更不可
5：含量規格変更不可

区分が追加されましたので、該当する場合は薬品補足レコードを必要分記録します。

システム管理の管理番号1030「帳票編集区分情報」の「後発医薬品への変更可署名」の設定によっては、点数マスタの一般名記載区分の設定がない場合の処理が異なりますので、対応の漏れがないようご留意願います。

① 「0 変更不可」の場合

特に指示がない医薬品に対して、銘柄名による記録とし薬品補足レコードの薬品補足区分“3”の記録をします。

② 「1 変更可（一般名）」の場合

特に指示がない医薬品に対して、一般名による記録とします。